

一般社団法人 PV リサイクル推進機構規約

この規約（以下「本規約」という）は一般社団法人 PV リサイクル推進機構に入会される社員に向けて、以下のとおり規約を定めます。

第1条（名称）

当法人名は一般社団法人 PV リサイクル推進機構とする。

第2条（所在地）

当法人の所在地は大阪府寝屋川市讃良西町 6-23 に置く。

第3条（目的）

当法人は、廃太陽光パネルの適正リサイクルの推進を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 太陽光パネルの適正リサイクルの推進
2. 全国各地のリサイクル設備構築支援
3. リサイクル製品の普及促進
4. 太陽光発電設備の適正リサイクルの検討推進
5. 適正リユースの普及促進・リユース検査設備導入構築支援
6. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第4条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

第5条（社員）

1. 当法人の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した者を社員とする。
2. 当法人の社員は、次の2種とする。

(1) 一般会員：当法人の目的に賛同し、所定の申込手続きを経て入会した個人又は団体で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員をいう。

(2) 招聘会員：当法人の目的達成に大きく貢献できると認められる学識経験者等で、理事の推薦に基づき、理事会の承認を得て招聘された個人又は団体をいう。招聘会員は、一般会員と同様に一般法人法上の社員とする。

3. 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
4. 入会希望者は入会申込書を当法人に提出することとする。
5. 入会申込書を提出後、当法人より入会決定通知書を発行されたものを会員とする。

第6条（会費）

1. 一般会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会で定める年会費を支払う義務を負う。年会費は24万円とし、毎年1年分を前払いするものとする。
2. 招聘会員の会費は、無料とする。
3. 社員資格は退会の申し出がない場合は自動更新とする。
4. 一般会員の年会費は入会申込書提出後に発行される請求書に記載された日付の翌月末までに支払うこととする。
5. 初年度の年会費は請求書に記載された支払期限の翌月から月割での支払いとする。例）5月10日に入会申込書を提出した場合：5月末日に請求書を発行、発行日の翌月末までにその事業年度内の6月～12月の7か月分を支払うこととする。
6. 納入された会費は、いかなる理由があっても返還はしない。

第7条（年会費の納入方法）

一般会員に対し、毎年12月末付で当法人より請求書を発行するので、発行された翌月の1月末日までに指定口座に振込む。

第8条（年会費の未納）

一般会員が3年以上会費を滞納したとき、社員総会の決議により除名することができる。

第9条（退会）

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第10条（役員）

- (1) 本会は次の役員を置く。
 1. 代表理事 1名

2. 監事 3名以内

3. 理事 3名以上20名以内

(2) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(3) 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第11条（社員総会）

(1) 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(2) 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(3) 社員総会は次の事項を議決する。

1. 社員の除名

2. 理事及び監事の選任又は解任

3. 理事及び監事の報酬等の額

4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

5. 定款の変更

6. 解散及び残余財産の処分

7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(4) 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(5) 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第12条（改正）

この規約は、社員総数の2分の1以上の同意をもって改正することができる。

第13条（規約施行日）

この規約は、令和7年10月22日より施行する。